

ブライツ保育園福岡高宮 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園が説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

| | |
|-------------|-----------------------------|
| 名 称 | 社会福祉法人済聖会 |
| 所 在 地 | 愛知県名古屋市中区栄 3-14-7 |
| 電 話 番 号 | 052-265-0190 |
| 代 表 者 氏 名 | 理事長 宮川幹生 |
| 定款の目的に定めた事業 | 第二種社会福祉事業 保育所の経営 一時預かり事業の経営 |

2 利用施設

| | |
|-------------|---|
| 施 設 の 種 類 | 保育所 |
| 施 設 の 名 称 | ブライツ保育園福岡高宮 |
| 施 設 の 所 在 地 | 南区清水一丁目 19 番 7 号 |
| 連 絡 先 | 電話番号 092-554-2727 |
| 管 理 者 | 園長 中野 恵 |
| 対 象 児 童 | 児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童 |
| 認 可 定 員 | 0歳児 6人 1歳児 8人 2歳児 10人 3歳児 12人 4歳児 12人 5歳児 12人 |
| 利 用 定 員 | 満3歳以上の児童 36人 満1歳以上満3歳未満の児童 18人 満1歳未満の児童 6人 |
| 開 設 年 月 日 | 平成30年4月1日 |
| ホ ム ペ ー ジ | http://saiseikai.net/ |

3 施設の目的・運営方針

ブライツ保育園福岡高宮（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記8に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

(3) その他保育に係る行事等

5 職員の職種、員数及び職務の内容（10月1日現在）

| 職 種 | 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|------------|----------------------------------|----|----|-----|----|
| 園長 | 園務をつかさどり、所属職員を監督 | 1 | 1 | | |
| 保育士 | 指導計画の作成、実施、記録、その他保育上必要な事項 | 12 | 10 | 2 | |
| 栄養士 調理員 | 給食の材料等の購入、献立作成及び栄養事務管理、調理の実施、記録等 | 3 | 2 | 1 | |

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び日曜日・祝祭日は休園となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時00分から18時00分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、福岡市との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、福岡市との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで又は16時30分から20時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

| | 午前間食 | 昼食 | 午後間食 | 備考 |
|-------|--------|---------|---------|----|
| 0～2歳児 | 9時10分頃 | 11時頃 | 15時00分頃 | |
| 3～5歳児 | | 11時30分頃 | 15時00分頃 | |

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び一部代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

(4) 栄養士の配置状況（10月1日現在）

| 職務の内容 | 員数 | 常勤 | 非常勤 | 備考 |
|-------------|----|----|-----|----|
| 園児の栄養指導及び管理 | 3 | 2 | 1 | |

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、口座振替または振込となります。お支払金額・期限については別途ご案内にてお知らせします。

口座引き落とし手数料として保育料とは別に10円がかかります。

口座振込にかかる振込手数料については、恐れ入りますがご負担いただきますようお願い申し上げます。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのあるこどもとないこどもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

福岡市の利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了します。

- (1) 園児が小学校に就学したとき
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、小児科

| | |
|-----------|---------------|
| 医療機関の名称 | やまもとこどもの診療所 |
| 医院長名又は医師名 | 山本 剛 |
| 所在地 | 福岡市南区清水3丁目8-7 |
| 電話番号 | 092-553-7700 |

(2) 歯科

| | |
|-----------|------------------------|
| 医療機関の名称 | とよた歯科医院 |
| 医院長名又は医師名 | 豊田 浩 |
| 所在地 | 福岡市南区清水3丁目19-32 太陽ビル1F |
| 電話番号 | 092-512-1877 |

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、嘱託医または保護者の指定する医療機関 及び 緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

| | |
|---------|--|
| 非常時の対応 | 別途に定める、消防計画書により対応いたします。 |
| 防災設備 | ・自動火災報知機 有 ・誘導灯 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有 |
| 避難・消火訓練 | 避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。 |

17 虐待の防止のための措置に関する事項

園児の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講じます。

- (1)人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者は施設長とし、必要な体制の整備をしています。
- (2)虐待の防止を啓発・普及するために、職員に対する研修の実施を行います。
- (3)その他、園児の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置を講じます。
- (4)職員は、園児の虐待が疑われる場合には、園児の保護とともに家族の養育態度の改善をはかるため、保護者の同意を得ずに関係機関へ通報します。

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

| | |
|---------------|---|
| 当園 ご利用相談窓口 | <ul style="list-style-type: none"> ・窓口担当者 主任保育士 ・ご利用時間 10:00～ 17:00 ・電話番号 092-554-2727 <p>担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。</p> |
| 第三者委員 | <p>株式会社ピスタ代表 細萱 大祐 050-6868-4846</p> <p>監事 深澤 知子 052-551-0190</p> |

※ 当園では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

| | |
|-------|-------------------|
| 保険の種類 | 園児団体傷害保険（ほいくのほけん） |
| 保険の内容 | 死亡・後遺障害 |
| 保険金額 | 1事故 121.2万円 |

20 当園におけるその他の留意事項

| | |
|--------------------|---|
| 喫煙 | 当園の敷地内はすべて禁煙です。 |
| 宗教活動、政治活動、 営利活動 | 利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。 |
| 飲酒について | 当園の敷地内での飲酒はご遠慮ください。また酔った状態での送迎はお控えください。 |



別表 1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

| 内 容 | | 0 歳 (ゆめ) | 1 歳 (にじ) | 2 歳 (つき) | 3 歳 (ほし) | 4 歳 (そら) | 5 歳 (はな) |
|---|--|--|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|
| 延長保育料 * 保育標準時間 の方の場合 ※1 ※2 | ①「生活保護世帯」「中国残留邦人等及び特定配偶者支援給付受給世帯」または「市町村民税非課税世帯」 | 《月極》 ¥1,500 / 1時間 ¥3,000 / 2時間 | | | | | |
| | | 《スポット》 ¥150 / 30分 | | | | | |
| | ②「市町村民税のうち所得割非課税世帯」「市町村民税課税世帯」 | 《月極》 ¥3,500 / 1時間 ¥7,000 / 2時間 | | | | | |
| | | 《スポット》 ¥350 / 30分 | | | | | |
| * 保育短時間 の方の場合 (朝) 7:00~8:29 (夕) 16:31~18:00 ※ 2 | ①「生活保護世帯」「中国残留邦人等及び特定配偶者支援給付受給世帯」または「市町村民税非課税世帯」 | 《月極》 ¥750 /30分 ¥2,250 /1時間 30分 ※朝・夕それぞれにかかります | | | | | |
| | | 《スポット》 ¥150 / 30分 | | | | | |
| | ②「市町村民税のうち所得割非課税世帯」「市町村民税課税世帯」 | 《月極》 ¥1,750 /30分 ¥5,250 /1時間 30分 ※朝・夕それぞれにかかります | | | | | |
| | | 《スポット》 ¥350 / 30分 | | | | | |

| 項目 | 内容, 負担を求める理由及び目的 | 金額 |
|-------|---|--|
| 給食費 | 給食費 (3歳児~5歳児) | 月額 7,500円 |
| 延長保育料 | 延長保育にかかる料金 (保育標準時間) | 《月極》 1時間: 3,500円 2時間: 7,000円 《スポット》 30分: 350円 |
| | 延長保育にかかる料金 (保育短時間) | 《月極》 30分: 1,750円 1時間 30分: 5,250円 《スポット》 30分: 350円 |
| 保育活動費 | 行事・園外保育等がかかった費用 (例: 施設入場料、バス代、卒園アルバム代など) | 実費 (0~2歳児: 年額 1,000円程度 3~4歳児: 年額 5,000円程度 5歳児: 年額 15,000円程度) |
| 写真代 | 業者による写真の販売 | 110円~ |
| 制服代 | 3歳児以上は、制服・園内服等が必要となります。 (制服・体操服・通園リュック) | 制服: 7,480円~ 通園リュック: 3,800円 体操服: 7,381円~ |
| 用品代 | おたよりケース サブバック カラー帽子 出席ブック・シール はさみ お道具箱 | 300円 561円 1~5歳児: 1,200円 3~5歳児: 550円 3~5歳児: 460円 3~5歳児: 660円 |

| | | |
|--|-------------|--------------|
| | のり | 3～5歳児：264円 |
| | クレヨン | 3～5歳児：650円 |
| | 自由画帳 | 3～5歳児：350円 |
| | マーカー | 3～5歳児：655円 |
| | スモック | 3～5歳児：1,700円 |
| | 鍵盤ハーモニカ 吹き口 | 4・5歳児：495円 |
| | 学習ノート | 3・4歳児：388円 |
| | | 5歳児：419円 |

制服（夏セーラー・園帽子は希望者のみ）夏セーラー：6,171円、園帽子：2,550円

年間行事予定

| 月 | 行 事 | 保護者参加行事 |
|-----|----------------------------------|--------------------------|
| 4月 | 慣らし保育、入園式 | |
| 5月 | 子どもの日の集い 交通安全教室（以上児） | |
| 6月 | 衣替え、歯科検診 | クラス懇談会（全クラス） |
| 7月 | プール開き、七夕会 | 夏のお楽しみ会（全クラス） |
| 8月 | プール納め | |
| 9月 | | キラキラの会（5歳児祖父母） |
| 10月 | 内科健診、衣替え | 引き渡し訓練、運動会 |
| 11月 | 遠足（5歳児） | |
| 12月 | クリスマス会 29日（土）～31日（月）年末休園 | 生活発表会 |
| 1月 | 1日（火）～3日（木）年始休園 新年のつどい | |
| 2月 | 節分会 | クラス懇談会（全クラス） |
| 3月 | ひな祭り会、お別れ遠足、お別れ会 内科健診・新入園児説明会 | 卒園式（5歳児） ※在園児代表で4歳児参加 |

- ① 誕生日会・避難消化訓練・発育測定は毎月あります。
- ② 天候や感染症拡大防止等、都合により変更することがありますので、毎月の園だよりにてご確認ください。
- ③ 体育教室・英語教室があります（3歳児～5歳児）
- ④ ※年一回、保育参観をお願いします（給食試食あり：400円（1食））

ブライト保育園福岡高宮における
重要事項に関する同意書兼契約届

当園における保育の提供を開始するに当たり、「ブライト保育園福岡高宮 重要事項説明書」に基づき重要事項の説明を行いました。

ブライト保育園福岡高宮

園 長 中野 恵

私は、「ブライト保育園福岡高宮 重要事項説明書」に基づいてブライト保育園福岡高宮から重要事項の説明を受け、同意しました。また、福岡市からの「保育利用決定通知書」に基づき、ブライト保育園福岡高宮の入所を確認したことを届け出します。

令和 年 月 日

児 童 氏 名 :

保 護 者 氏 名 :

児童から見た続柄 :

| | |
|----------------|--|
| 保 育 園 処 理 欄 | |
|----------------|--|